

レンタサイクル利用規約

このレンタサイクルは、一社）木曾おんたけ観光局 松原スポーツ公園（以下 スポーツ公園）が運営管理しています。この利用規約は、お客様（以下 利用者）がこのレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について 規定しています。このレンタサイクルをご利用する場合には、この規約を遵守していただくこととなります。

1.利用申込み

利用申込みは、下記のいずれかの方法で行うことができます。

- （１）松原スポーツ公園 管理棟で申込み
- （２）電話予約

貸出手続きの際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート 健康保険証、学生証等、マイカード可）と一緒に提示してください。身分証明証等含め複写させていただきます。なお、利用申込みの代表者は高校生以上に限定させていただきます。また、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。ご予約の場合、変更・取消はお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時間を過ぎた場合は取消をする場合がありますのでご了承ください。

2.個人情報の利用

本サービスの利用に関連して案内所が知り得た個人情報については、利用スポーツ公園が別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

3.利用金額

別紙参照

4.利用期間

利用時間（期間）は、5 時間、貸出日当日の 9:00～17:00、貸出日翌日までです。それ以上の利用の場合は予約にて事前に相談が必要です。

連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎる等、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置を取ることがあります。

5.利用条件

- ・観光目的以外はお貸しできません。
- ・貸出・返却とも営業時間内（9:00～17:00）となります。

- ・お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。
- ・電動アシスト付自転車は身長 155cm 以下の利用者につきましては、ご利用いただけません。
- ・電動アシスト無自転車は身長 110cm 以上の補助無しを運転出来る利用できます。
- ・小学生がご利用の場合は保護者の同伴を必要とします。
- ・ヘルメット着用厳守

6.利用特典

このレンタサイクルの貸出しに当たって、お客様には次の利用特典があります。

別紙参照

7.返却先

貸出を受けた場所もしくは指定した返却した場所へ返却してください。

やむを得ない事情による返却場所以外の引取りには、別途の引き取り費用を申し受けます。

指定する場所：松原スポーツ公園・王滝村観光総合事務所・木曽おんたけ観光局

※松原スポーツ公園以外を使用する場合は事前に報告が必要。

8.禁止事項 利用者は次の行為をしないでください。

- ① 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- ② 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- ③ 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐車
- ④ 自転車の改造
- ⑤ 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- ⑥ 利用申込者以外の者に使用させること。

9.自転車の故障

（パンク修理）

故意による破損・故障の場合はその代金を全てご負担いただきます。

利用中に発生した自転車のパンクについては、松原スポーツ公園へご連絡ください。

連絡先：松原スポーツ公園 0264-24-0158

担当の者が修理に伺うか、迎えに伺います。

もし利用者をご自身で勝手に持ち込み修理もしくは自身において修理した際にかかった代金については、利用者にてご負担いただきます。

（その他の修理）

故意による破損・故障の場合はその代金を全てご負担いただきます。

利用中に自転車が故障した場合は、松原スポーツ公園へ連絡して頂き、スタッフがお迎えに伺います。スポーツ公園への事前の連絡が無く、利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。また自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、観光局に起因する場合を除いて責任を負いません。

10.自転車の盗難・紛失

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに松原スポーツ公園まで連絡してください。無施錠のまま放置した等利用者に起因する事情により盗難・紛失等した場合、及び利用者による重大な過失が認められた場合は、利用車にて全額ご負担をいただきます。

11. 事故

利用期間中に遭遇された、第三者との事故・盗難等により利用者及び相手方に損害等が発生した場合において、責任を負いません。利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、観光局に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。前項にかかわらず、スポーツ公園が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、案内所が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

12.鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、別途交換料として実費相当額をいただきます。無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等の遭遇した場合には車両販売価格の時下相場額の金額をお支払い頂きます。（目安：ノーマル MTB:10 万円、E-MTB：35 万）

13.利用取消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用を取消しし、自転車を速やかに返還していただきます。また、利用規約の違反により当協会もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

施行日：令和 2 年 6 月 1 日

改訂日：令和 3 年 4 月 1 日

(お客様各位) レンタサイクルご利用のルール 楽しく、快適にご利用いただく為、以下の内容についてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 観光目的以外の利用はお断りいたします。
2. スピードの出しすぎ、急ハンドル、急ブレーキ、飲酒後の運転は、転倒の恐れや歩行中のお客様にご迷惑となりますので、お止めください。
3. 自転車の走行は「車道」側となります。歩道内は走行出来ません。
4. 小さなお子様はヘルメットを着用し、必ず保護者のご同伴をお願いいたします。またお子様を抱っこしての運転は、お止めください。
5. 自転車を後退させる時もペダルは回転します。ペダルから足を離す際は足の巻き込みに十分ご注意ください。
6. 薄暮、日没後の夜間走行時には必ずライトを点灯してください。危険箇所には充分気をつけて走行してください。通行禁止区域での走行はお止めください。
7. 返却場所以外での乗捨ては出来ません。
8. 故意に自転車を破損させる様な危険運転行為は、絶対にお止めください。
9. 時間の超過は「延長時間×1時間貸出時料金」の延長料金が発生します。貸出し状況により延長をお断りさせていただく場合もございますので予めご了承くださいませ。
10. 王滝村内に限ります。
11. 事故、故障等は利用者の責任とします。
12. レンタサイクル利用規約を遵守願います。